

令和4年2月10日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年2月10日（木）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地集積  
計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。お寒い中、またお忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から令和3年度第11回高森町農業委員会総会を開催したいと思います。

次第に則り、進めさせていただきたいと思います。

まず1番、開会ですが、高森町農業委員会定数14名中全員御出席ですので、高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席ですので、総会が成立したことを御報告します。

次に2番、会長挨拶です。会長、お願いします。

会長 こんにちは。

やっと何か春らしくなったかなというような感じもしておりますが、今朝は、みぞれ混じりで車がスリップして向きが変わった人もいたみたいで、まだまだ油断されませんが、少しは暮らしやすくなったなと思っております。

先ほど、事務局のほうから資料を見せてもらいましたら、次期の農業委員さんの、まだ候補者なんですけど、顔触れもほぼ出揃ったと、適正化の推進委員さんもほぼ出揃ったというようなことで、私たちがあと2回頑張ればいいかなというような感じでおります。

何分にもコロナが一番なのですが、私たちの仕事も以前と違って、私は9年間ばかりしておりますが、当初と比べると許認可だけじゃなくなって、仕事の範囲が広がって大変だなというような感覚を持っております。

今後また、さらに範囲が広がるでしょうけれども、次の方にはまた頑張らせていただきたいと思います。

あと2回でございますが、今日も案件がかなりございます。大変でございますが、よろしく願いいたします。お疲れ様です。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、次第の3番、議事に入りたいと思います。

会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長のほうからお願いします。

議長 それでは、ただ今から総会を始めます。

#### 「議第45号」

事務局 議第45号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和4年2月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員の指名でございますけれども、いかがいた

しまししょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は6番委員さん、7番委員さん、よろしく願いいたします。

続きますして「報告第11号」

事務局 報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和4年2月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これは報告の案件でございますので、事務局から説明をしていただきます。

事務局 事務局より説明させていただきます。  
報告第11号、農地法第3条の3の規定による届出について。  
1ページをお開けください。  
相続人はここに記載されている方です。  
届出日は令和3年12月21日、法務局受付は令和3年12月10日です。  
あっせん希望は有りです。  
被相続人は記載のとおりです。  
被相続人から農地を相続。できれば、将来売りたいということです。筆数が大変多くて、全部で20筆ございます。

続きますして、番号2番、相続人はこの方です。  
届出日は令和4年1月5日、法務局受付は令和3年11月12日です。あっせん希望有り、農地を相続し、将来的には売りたいという希望です。全部で4筆ございます。

3番目に移ります。相続人は記載の方です。  
届出日は令和4年1月19日です。  
法務局受付は令和3年11月2日、あっせん希望は有りです。  
被相続人から農地を相続、貸し付けるか、処分をしたいということです。全部で10筆ございます。  
被相続人は記載のとおりです。

続きますして、4番目です。4番の相続人は記載のとおりです。  
届出日は令和4年1月19日、法務局受付は令和3年11月2

日、あっせん希望は有りです。被相続人から農地を相続し、貸し付けるか、処分をしたいということです。

筆数は合わせて9筆です。

次に5番です。相続人は記載のとおりです。

届出日は令和4年1月20日、法務局受付は令和3年12月16日です。

あっせん希望は有りです。被相続人から農地を相続、貸し付けをしたいということです。

それから、6番です。

相続人は記載のとおりです。

届出日は令和4年1月21日、法務局受付は令和3年11月1日です。あっせん希望は有りです。

被相続人から農地を相続、購入希望があれば売ってもよいということです。全筆で88筆あります。

議案は、7ページから11ページまでございます。

続きまして、番号7番です。相続人は記載のとおりです。

届出日は令和4年1月21日、法務局受付は令和3年11月1日です。あっせん希望は有りです。

被相続人から農地を相続し、購入希望があれば売ってもよいということです。全部で5筆ございます。

ただ今説明いたしました補足資料は、補足資料1ページから10ページまでに記載しております。以上です。

議長 はい。今、説明がございましたけれども、かなり筆数が多いようです。

相続の案件ということでございますが、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、承認をいたします。

続きまして、「報告第12号」

事務局 報告第12号、農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和4年2月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 これも報告案件でございますので、事務局に説明を求めます。

事務局 では、報告第12号、農地法第18条報告資料。  
1番です。借受人・貸付人は記載のとおりでございます。土地の所在地としましては、記載のとおり、全部で29筆ございます。面積等はここに記してあるとおりです。地目も記載のとおりです。双方合意の解約です。借受者が法人を設立し、個人より法人が借り受ける形になるため、双方合意により個人間の使用貸借契約を解除したものです。補足資料につきましては、先ほど御説明しました続きになります。11ページから14ページまでです。

議 長 はい。今説明があったように、個人から法人になるために、一度解約するというようなことで上がってきておりますが、何か御意見はございますか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということでございますので、承認といたします。

続きまして、「議第46号」

事務局 議第46号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年2月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。これにつきましては、担当の5番委員さん、説明をよろしくお願いします。

5番委員 議第46号、農地法第3条第1項審議資料の1番について、説明します。

補足資料は15ページから17ページになります。申請者等は左記のとおりです。

譲受人は自宅横の農地を購入し、引き続き樹木栽培園として活用するとのことでした。

ちなみに、譲渡人には農業後継者がいなく、農業経営規模を縮小していきたいということを聞いております。

以上、御審議いただき、決定されますよう、よろしく願いいた

します。

事務局 事務局から補足で説明させていただきます。

本案件につきましては、申請者及び全部事項証明書など記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

以上です。

議長 はい。今、5番委員さんと事務局から御説明がございましたが、手続き上、何も不備はないということで上がってきております。いかがでしょうか。何かございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、可決といたします。

続きまして、「議第47号」

事務局 議第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年2月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。これにつきましては、担当の9番委員、説明をよろしくお願いいたします。

9番委員 議第47号、農地法第5条審議資料。

これにつきましては、同居している父が高齢のため、バリアフリーの住居を自宅横に建設したいということでしたので、よろしくお願い致します。

補足資料は、18・19ページになっております。

事務局 事務局から補足説明させていただきます。

本案件につきましては、事業計画書及び位置図、見取図、排水計画図などが添付されております。

その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題がないと判断しています。

以上です。

議長 はい。これにつきましても、担当委員さんと事務局から説明がございました。

何も問題がないということで判断をしているということでございますが、いかがですか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。これにつきましても異議はないというようなことでございますので、可決いたします。

続きまして、「議第48号」

事務局 議第48号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年2月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議第48号につきましては、基盤強化促進法の利用集積計画(案)ということでございますので、事務局から説明をしてもらっていいですか。では、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

今回の案件は、大変多いようでございますので、資料は参考として見ていただきたいと思います。全体的な説明をさせていただきます。

まず、借り手のほうですけれども、先ほど申し上げました法人を設立されたということで、資料の中の利用権設定を受ける者、この法人がすべての農地の受け手となります。

番号1番につきましては、先ほど合意解約をされた分を新たに使用貸借契約を10年間にわたって結ばれるということで、基盤で申請が上がっております。

資料につきましては、21ページから始まります。1番から9番までございますので、随時資料をご覧いただきたいと思います。

筆数は29筆です。全体面積は120,142㎡です。



続きまして、2番からは賃貸借契約です。

2番、賃貸借契約、5年間です。  
畑が3筆です。  
全体面積が20,835㎡です。

それから、3番です。3番も、やはり5年の賃貸借契約です。  
畑の4筆です。24,683㎡ございます。

4番、賃貸借契約の5年です。  
筆数は畑の1筆です。面積は6,672㎡あります。

それから、5番です。5番は、10年の賃貸借契約です。  
筆数は畑の2筆、面積が8,713㎡あります。

6番です。6番は、賃貸借契約の1年です。  
筆数は全部畑で6筆ございます。22,927㎡あります。

続きまして、7番は10年の賃貸借契約です。  
畑、2筆、全部で7,955㎡あります。

8番は、先ほど相続の届出をされた筆です。畑が2筆ございます。  
合計面積が8,661㎡。

最後に、9番です。9番は、5年の賃貸借契約です。  
普通畑の6,230㎡です。それから、採草放牧地が1筆ありまして、2,058㎡。

先ほどの、使用貸借契約の採草放牧地と合わせますと、全部で81,754㎡。

普通畑が合計で147,122㎡です。

全体の農地面積は228,876㎡です。大変面積が広いです。

これらを法人組織でまとめて借りられて、農業をされていかれるということで、基盤での申請が上がっております。

どうか御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 はい。大変広い面積、多くの筆数で、なかなか図面と見合わせていくのは大変でございますけれども、先ほど説明があったように、個人から法人を立ち上げたから、そっちのほうへ変更ということで

の申請であるということですが、何かございますか。

(複数委員) ありません。

議長 このこの従業員は何人か分かるかな。

3番委員 作物は大体何を作っていますか。

10番委員 大根農家が多いな。大根が多かった。

13番委員 大体大麦若葉とか、今まで大麦を栽培しておられました。出荷の後は、大豆や、夏場はキャベツも栽培しました。親が畜産をしてますので、その牛も全部、法人が飼っていきます。原野も全部借り受けて経営されるようです。私が聞いた話では。

10番委員 親子間だからな、ここは。

13番委員 ここにありますか、いいですか。従業員は別に2、3人は雇用しておられます。周年で野菜を栽培しているので、今現在はですね。こういった若手がいて、集落の遊休農地もかなりあるので、こうして若い者が小作契約を申請すれば、耕作放棄地もかなり削減できるかなと思っております。こういった事例は、非常にいいこととは思いますが。

事務局 先ほどお話が出ましたように、大麦若葉とかを栽培されてますので、有機農業の認定を受けた土地でないと栽培ができないということです。これまでは、個人で借入していたが、賃貸契約が切れている部分は解約とかはしないで、引き続き有機農業の対象農地ということで続けて借りたいので、今回基盤で法人としての新規での申請という形を取られております。13番委員さんからお話があったと思いますが、今おっしゃったように、どこの農地でもいいというわけではないので、引き続きやっていくためには改めて基盤で申請をし直したということがございます。これは農業公社とかは関係ございませんので、法人としての新規の申請ということで御理解をいただきたいと思っております。それから、採草放牧地につきましては、先ほど申し上げましたように、畜産関係についても法人としてやっていきたいということです。それも含めた上での使用貸借にするなり、あるいは賃貸借にするというような形になっているということです。以上です。

議長 はい。ほかに何か御質問等はございませんか。大丈夫ですか。

(複数委員) ありません。

議長　　こういった頑張ってくれる若者がいるのは、ちょっと感心をしたところでございます。

地域のために絶対いいことだろうと思っておりますので、私たち農業委員も温かい目で見守ってやらなければ、いけないなというような感じは持っております。

何もなければ、そういうことで可決ということでしょうか。

(複数委員)　はい。

議長　　はい。それでは、可決ということにいたします。  
これもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。  
お疲れ様でした。ありがとうございました。